

第15回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成20年1月23日（水）午後1時30分～
ところ 市役所第二庁舎10階 講堂

質疑応答・意見交換

- ・ 各種団体を見直した場合に、連絡系統が無くなり、今の仕組みからスムーズに移行することができるか心配がある。モデル地区で実施してみたら移行していった方がよいのではないかと。
→ 今まで各種団体が担ってきた大事な事業は住民自治協議会の部会で検討し事業化する等継続していただきたい。今まで実績を積んできた地区であればあるほどそれを活かした事業ができる。多少混乱はあると思うが団体をお願いしている仕事は生活をより向上させるためのものがほとんどだと思う。試行錯誤で何年か後に良い方向に向かうと考えているのでご理解をいただきたい。
- ・ 旧市（第一から第五）の名称・呼称については、地区の所在地と一致せず分りにくい。名称の変更は可能であるか。
→ 地区の名称は条例で定められているので変更の場合は、市議会の議決が必要である。
- ・ 住民自治協議会の名称や愛称はどこで決めるのか。
→ 住民自治協議会の愛称は住民自治協議会で決めることができる。
- ・ 市からの依頼事務が必須事務と選択事務の二つに分かれるとあるが、具体的にどんなものが必須事務になるか教えてほしい。
→ 現在、何を必須事務にしていくか各課で検討している。必須事務についてはまずは庁内の合意を得て、地区代表者会議を通じて市民に情報を伝えていく。
- ・ 団体組織の見直しの資料3については団体の活動について地区で話し合った結果、存続しないとした場合の案と理解してよいか。
→ 各種団体の連合組織が廃止された後に地区組織を存続するかどうかは地区で決定していく。地区組織に対する補助金は廃止し、使途を決めないで住民自治協議会へ一括して交付するので地区にとってより必要な事業に使えるのがこの案の趣旨である。
- ・ 一括交付金の使途は、各地区へ任せるとあるが、金額は今までと変わらず交付されるのか。
→ 現在、各種団体に交付している金額の総額は約2億3千万円である。基本は現在の金額であるが、一括交付金にあたっては地域性を考慮して配分方法を検討していく。
- ・ 本日の審議会の結果をどのようにまとめていくのか
→ 現在進めていることを審議会委員に報告して問題点があったらご指摘をいただき進めていきたいと考えている。
- ・ 地区組織を存続するか否かを考える前に担い手がいなくて活動をしたくても断念せざるを得ない中山間地のような場合、市でそれに変わるものを担保していく必要があると思う。
→ 住民自治協議会を作るからそういう問題が起きているのではなくて既に抱えている問題だと思

う。住民自治協議会ではそういう地区の課題を今後どうやっていくか検討していただくものである。

中山間地の活性化は、別の施策として市の大きな柱のひとつとして位置づけているので力を入れてやっていきたいと思う。

審議会運営への要望・意見

- 都市内分権を推進するにあたって常設の審議会として位置づけられるということなので随時審議会を開催し、委員の意見を聴取し議論してほしい。
 - 必須事務について庁内合意した内容は審議会にも知らせてほしい。
-
- 必須事務は各地区住民自治協議会と特別に協定を締結して進めていくものか。
 - 必須事務は、30 地区全てにおいて受けていただくことを前提にして選定していくもので、各地区個別に協定を結ぶものではない。地区代表者会議には、住民自治協議会が設立されていない地区にも同じ情報を提供し、30 地区の代表者会議に合意を得ないものは必須事務に入れないということで各担当課も承知している。
 - 必須事務選定を今後どのように進めるか。
 - 必須事務としてお願いしていく内容については早い時期に決め、平成21 年度末までには協定を結びたいと考えている。

以上